

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和三十七年五月十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

法律第四百十号

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(植物防疫法の一部改正)

第六十一条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の二項を加える。

6 第三項の補償金額の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第三十六条第二項中「再検査の申立てをする」を「再検査を申し立て、再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する検査の結果に不服がある者は、同項の規定によることによつてのみ争うことができる。

附則

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

内閣総理大臣	池田 勇人
法務大臣	植木庚子郎
外務大臣	小坂善太郎
大蔵大臣	水田三喜男
文部大臣	荒木萬壽夫
厚生大臣	灘尾 弘吉
農林大臣臨時代理	
国務大臣	三木 武夫
通商産業大臣	佐藤 榮作
運輸大臣	齋藤 昇
郵政大臣	迫水 久常
労働大臣	福水 健司
建設大臣	中村 梅吉
自治大臣	安井 謙